

函館市広告付おくやみハンドブック無償提供者募集要項

函館市では、死亡届を提出した市民等に、死亡に関する行政手続きを取りまとめて配布する「函館市広告付おくやみハンドブック」を無償提供していただける企業等および個人を募集します。

募 集 内 容	
おくやみハンドブックデザイン案	1 肉親が死亡した際に遺族が必要とする手続きや必要書類がわかりやすく記載されていること。（現行のおくやみハンドブックを参照） 2 必要な手続きを記載したチェックリストの掲載があること 3 高齢者も利用することを鑑み、レイアウトや文字サイズなどの配慮があること。 4 規格 A4版（中綴じ、横書き、左開き） ページ数 概ね30ページから40ページ程度 印刷 カラー印刷 用紙 特に指定はないが、扱いやすい紙質を推奨 5 校正 印刷前に校正原稿を提出すること（色校正を含む） 6 配布数 年間約8,000部程度を想定 ※ なお、具体的な本市の担当課や連絡先については、応募案の段階では記載不要です。（業者選定後の調整の上、記載いただきます。） ※ 1社につき3案まで、提案可能です。
発行頻度	1年に1回（合計3回）※毎年更新
納品期限	第1回 令和7年5月中旬（予定） 第2回 令和8年5月中旬（予定） 第3回 令和9年5月中旬（予定）
納品場所	函館市市民部戸籍住民課（市庁舎1階）
配布方法	死亡届出時及び希望者へ市が配布する。
配布の期間	令和7年6月1日から令和10年5月31日まで
広告	広告面の設定は可能です。（広告は、後段ページにまとめて記載すること。）ただし、市のホームページに掲載する際、広告は含まれません。
広告の取扱い	1 無償提供者は、紙面の30パーセント以内の範囲で広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は無償提供者に帰属する。 2 広告の内容は、おくやみ手続きの特性に合わせた広告とし、市内の事業者を優先すること。 3 広告主の募集・広告の製作等は、無償提供者が行い、広告掲載の取扱いについては、「函館市広告掲載要綱」および「函館市広告掲載基準」の規定を遵守する。 4 掲載する広告等については、市が事前に審査を行う。広告の掲載面、位置等については、市と協議のうえ決定する。 5 無償提供者は、広告等が市の事前審査により不適合と判断された場合は、広告内容の修正または広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は無償提供者の負担とする。 6 広告については、無償提供者が責任を負い、問い合わせ等があれば無償提供者が対応することとする。

著作権等	1 本業務の実施により発生したすべての著作権（広告部分を除く。）は、市に帰属するものとする。 2 本業務の実施に際し、第三者の肖像権，所有権，著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は，無償提供者の負担で著作権処理を行うこととする。 なお，これらを怠ったことにより，第三者の権利を侵害したときは，無償提供者がその責任の一切を負うこととする。
遵守事項	「函館市広告付おくやみハンドブック無償提供に関する要綱」参照
応募資格	1 市区町村民税の滞納がないこと。 2 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。 3 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。 4 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者でないこと。
提出書類 (返却不可)	函館市広告付おくやみハンドブック無償提供申込書（様式第1号） 添付1 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書），個人の場合は身分証明書 添付2 会社概要（パンフレット等） 添付3 直近の市区町村民税完納証明書 ※ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書），身分証明書および市区町村民税完納証明書は発行の日の翌日から起算して3か月以内のもの。
	函館市広告付おくやみハンドブックデザイン案提案書（様式第2号） 添付 サンプル（各5部提出） ※ このサンプルは選考の際に使用します。
	暴力団の排除に関する誓約書（様式第3号） ※ 法人その他の団体の場合は，別紙「役員等一覧表」に必要事項を記載の上添付してください。
選定方法等	市が設置する選定委員会において評価を行い，審査基準に基づき，合計得点が最も高い申込者を無償提供者として選定します。ただし，審査の結果，全ての申込者が合計得点の6割に達しない場合は，無償提供者を選定せず，再度募集を行う場合があります。
応募期間	令和7年 1月 6日（月） 8時45分から 令和7年 1月31日（金） 17時30分まで（消印有効）
提出場所	〒040－8666 函館市東雲町4番13号 函館市市民部戸籍住民課届出担当

提出方法	持参または郵送（ファックスや電子メールによる提出不可） ※ 持参の場合 8時45分～17時30分（土曜、日曜および祝日を除く）
選定結果 通知予定日	令和7年2月14日（金） ※ 結果は、デザイン案提供者すべてに通知します。 ※ 審査の経緯は公表しません。 ※ 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
質疑応答等	募集内容に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出してください。 - 提出様式 任意様式（所在地、名称、代表者氏名、連絡先を明記し、要旨を的確にまとめること。） - 提出期限 質問書提出期限 令和7年1月17日（金）17時30分まで - 提出先 函館市市民部戸籍住民課 電 話 0138-21-3173 E-mail koseki-koseki@city.hakodate.hokkaido.jp 担当 榎殿、東 - 提出方法 電子メールによる（着信確認の電話をすること。） - 回答方法 質問に対する回答は、随時、本市ホームページに掲載し、個別には回答しません。（意見表明と解されるもの等には回答しないことがあります。）また、回答は、本要領の追加または修正とみなします。なお、最終の回答期日は、令和7年1月24日（金）とします。 回答掲載ページアドレス https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024121100010/
提供者 決定 後の予定	令和7年2月下旬 …協定書締結予定時期 令和7年3月下旬 …入稿予定時期 令和7年4月下旬 …広告主、広告内容の決定予定時期 令和7年5月中旬 …納品予定時期 令和7年6月1日 …配布予定日

<お問い合わせ先>

函館市役所市民部戸籍住民課 担当 榎殿、東

電 話：0138-21-3173

E-mail：koseki-koseki@city.hakodate.hokkaido.jp